

「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」に基づく賃貸住宅管理業者登録に係る登録免許税の支払先等のご案内

賃貸住宅管理業者の登録申請をする場合、登録免許税法に基づき、申請件数1件あたり9万円の納付が必要になります ※登録免許税法(昭和42年法律第三十五号)別表1(151の2)に規定

関東地方整備局に申請する場合、**浦和税務署宛に登録免許税を納付**してください。

※関東地方整備局への申請は、登録する主たる営業所又は事務所が、**【茨城県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県】**の場合に限定されますのでご注意ください。

【登録免許税の納付先】

〒330-9590 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館

関東信越国税局浦和税務署(税務署番号:00033018)

【電話番号】

048-600-5400(自動音声でガイダンスが流れます)

【ご注意ください！】

登録免許税を納付した**領収書**は『関東地方整備局』へ郵送してください
※浦和税務署に誤って領収書を送付されないようご注意ください。

【浦和税務署が最寄りでない場合の取り扱いのご案内】

●**新規申請時の登録免許税**については、**浦和税務署**で直接納付していただくか、お近くの税務署で浦和税務署あてに登録免許税を納付したい旨を伝えていただくと、納付書を手に入れますので、その納付書にて、**ゆうちょ銀行等の日本銀行歳入代理店の金融機関**で納付を行ってください。**(浦和税務署以外の税務署で、浦和税務署宛の納付はできません。)**

●登録免許税納付後、以下の**領収書**が手渡されますので、その領収書の**「原本」**を登録申請書第六面に貼付の上、建設産業第二課賃貸住宅管理業係宛に郵送してください。

領収書の送付先：〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館
国土交通省関東地方整備局／建設部建設産業第二課／賃貸住宅管理業係 宛

申請者の住所(所在地)及び
氏名(名称)を記載して下さい。

【浦和税務署の場所】

